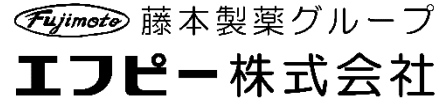


医療機関等との関係の透明性に関する基本方針



2024年12月

1. 目的

我々製薬業界は生命関連産業として国民・患者さんの生命・健康に大きく関わるために、他の産業以上にその活動の透明性が求められています。

当社も製薬業界の一員として、日本製薬工業協会（以下、製薬協）で定める「製薬協企業行動憲章」、「製薬協コンプライアンス・プログラム・ガイドライン」、「医療用医薬品プロモーションコード」をはじめとする関係諸規範およびその精神に従い、あらゆる日々の活動を行なっていますが、医療機関等・医療関係者・関係団体との連携活動における透明性を確保するために、製薬協の「企業活動と医療機関等の関係の透明性ガイドライン」を基に、「医療機関等との関係の透明性に関する基本方針」（以下、本方針）を定めて情報公開を行います。

我々の活動が医学・薬学をはじめとするライフサイエンスの発展に寄与していることおよびその活動が高い倫理性を担保したうえで行われていることなどについて、広く理解を得ることを目的とします。

2. 公開方法

当社のホームページを通して医療機関等・大学・団体・医療関係者への前年度分の費用提供について、下記の4. 公開対象項目を決算終了後に情報公開します。

3. 公開時期

各年度（6月16日～翌年6月15日）における支払いを、決算終了後準備が整い次第公開します。公開期間は、公開日より6年間といたします。

4. 公開対象項目

公開対象項目は次の通りA～Eの5項目とし、それらの項目をさらに分類して公開します。

- A. 研究費開発費等
- B. 学術研究助成費
- C. 原稿執筆料等
- D. 情報提供関連費
- E. その他の費用

A. 研究費開発費等

本方針で定める研究費開発費等とは、臨床研究法、GCP省令、GSP省令、GVP省令などの公的規制や各種指針のもとで実施される調査・研究等において医療機関等に支払う費用等を公開します。

A-1 特定臨床研究費	研究ID※、資金提供先の名称、 研究実施医療機関名、所属、研究責任医師名：〇〇件 〇〇円
A-2 倫理指針に基づく研究費	提供先施設等の名称：〇〇件 〇〇円
A-3 臨床以外の研究費	年間総件数 〇〇件 年間総金額 〇〇円 提供先施設等の名称一覧
A-4 治験費	提供先施設等の名称：〇〇件 〇〇円
A-5 製造販売後臨床試験費	提供先施設等の名称：〇〇件 〇〇円
A-6 副作用・感染症症例報告費	提供先施設等の名称：〇〇件 〇〇円
A-7 製造販売後調査費	提供先施設等の名称：〇〇件 〇〇円
A-8 その他の費用	年間の総額

※：jRCT（Japan Registry of Clinical Trials）に記録される識別番号

B. 学術研究助成費

本方針で定める学術研究助成費とは、学術研究の振興や研究助成を目的として拠出する奨学寄附金、一般寄附金、および学会等の会合開催費用の支援としての学会寄附金、学会共催費用とします。

公開項目例

B-1 奨学寄附金	〇〇大学〇〇教室：〇〇件 〇〇円
B-2 一般寄附金	〇〇大学（〇〇財団）：〇〇件 〇〇円
B-3 学会等寄附金	第〇回〇〇学会（〇〇地方会・〇〇研究会）：〇〇円
B-4 学会等共催費等	第〇回〇〇学会 〇〇セミナー：〇〇円

情報公開に際しては、医療機関名・団体名を併せて公開します。従って、原則として公開の了承を得られた医療機関、団体、財団などを対象に学術研究助成を行います。

（※この項には、臨床研究法で公表が義務付けられている情報も含まれます。）

C. 原稿執筆料等

本方針で定める原稿執筆料とは、医学・薬学に関する情報等を提供するための講演や原稿執筆、コンサルティング業務の依頼に対する費用等とします。

公開項目例

C-1 講師謝金	〇〇大学（〇〇病院）〇〇科〇〇教授（部長）：〇〇件〇〇円
C-2 原稿執筆料・監修料	〇〇大学（〇〇病院）〇〇科〇〇教授（部長）：〇〇件〇〇円
C-3 コンサルティング等業務委託費	〇〇大学（〇〇病院）〇〇科〇〇教授（部長）：〇〇件〇〇円

情報公開に際しては、医療機関名・医療関係者名を併せて公開します。従って、原則として公開の了承を得られた医療機関、医療関係者を対象に業務委託、契約等を行います。

（※この項には、臨床研究法で公表が義務付けられている情報も含まれます。）

D. 情報提供関連費

本方針で定める情報提供関連費とは、医療関係者に対する医学・薬学に関する情報等を提供するための講演会、説明会等の費用等とします。

公開項目例

D-1 講演会等会合費：年間の件数・総額
D-2 説明会費：年間の件数・総額
D-3 医学・薬学関連文献等提供費：年間の総額

E. その他の費用

本方針で定めるその他の費用とは、社会的礼儀としての接遇等の費用とします。

公開項目例

E 接遇等費用：年間の総額

5. 医療機関等の定義

本方針で定める医療機関等とは、以下の通りとします。

- ・医療機関等とは、病院、診療所、介護老人保健施設、薬局、その他医療を行うもの及びCROを含む医療関連研究機関等とします。
- ・医療関係者とは、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、臨床検査技師、臨床工学技士、栄養士等の医療の担い手とします。
- ・大学は、医学・薬学系の大学とします。
- ・関係団体とは、医療に関係する学会、財団法人、一般法人、研究会、NPO法人等とします。